

## 老朽化した建物の解体費用を補助します！

大豊町では、安全・安心な住環境を作るため、古い建物の解体工事費を補助しています。建物の状態や種類によって2つのメニューがあります。

### 1. 老朽住宅除去事業

周囲に危険を及ぼす可能性が高い、特に状態の悪い「住宅」が対象です。

#### ●補助金の内容

補助率8/10、補助金額の上限1,675,000円

#### ●補助の対象になる物件の条件（下記①～③を全て満たす住宅が対象となります）

- ① 昭和56年5月31日以前に建築された住宅
- ② 公道として管理している道路の沿道に位置する老朽化した住宅および住宅等が立ち並ぶ地域に位置する老朽化した住宅
- ③ 測定基準表で、100点以上の点数がつく住宅

#### ●補助対象者

- ① 老朽住宅の所有者
- ② 老朽住宅の相続人
- ③ ①または②から、委任を受けた者



### 2. 老朽建築物除却事業

1の対象にならない住宅や、住宅以外の建物（倉庫など）も対象になります。

#### ●補助金の内容

補助率1/2、補助金額の上限500,000円

#### ●補助の対象になる物件の条件（下記①～③を全て満たす建物が対象となります）

- ① 昭和56年5月31日以前に建築された建物
- ② 公道として管理している道路の沿道に位置する老朽化した住宅および住宅などが立ち並ぶ地域に位置する老朽化した建物で床面積が20㎡以上ある建物
- ③ 測定基準表で、45点以上の点数がつく建物

#### ●補助対象者

- ① 老朽住宅の所有者
- ② 老朽住宅の相続人
- ③ ①または②から、委任を受けた者

※申請される場合は、事前に住民生活課環境水道班までご相談ください。  
補助対象の住宅かどうかの判定を行います。

問い合わせ 住民生活課 環境水道班

## 特別児童扶養手当について

特別児童扶養手当は、精神または身体に障害のある20歳未満の児童を監護している父または母、それに代わる養育者に対して児童の福祉増進を図るため支給されます。ただし、次のような場合は支給されません。

- 手当を受けようとする方やその扶養義務者の所得が政令で定める額以上であるとき
- 児童が公的年金を受給しているとき ● 児童が福祉施設などに入所しているとき

### 手当金額(月額)

1級…58,450円  
2級…38,930円

### 支給方法

4月、8月、11月の3回に分けて、金融機関口座へ振込により支払われます。

### 申請手続きに必要な書類

1. 認定請求書
2. 戸籍謄(抄)本
3. 診断書(療育手帳A1・A2取得者及び身体障害者手帳をお持ちの場合は、診断書を省略できる場合があります)
4. 受給資格者名の預金通帳、印鑑
5. 個人番号の分かるもの
6. 本人確認書類(提示)

問い合わせ 地域福祉課 福祉班



## 住宅の耐震改修をしませんか？

※町では、地震に強い、安全なまちづくりのため、古い基準で建てられた住宅の耐震診断、耐震改修設計、耐震改修工事、家具等安全対策工事にかかる費用の一部を補助しています。

※対象となる住宅は、大豊町に存在する昭和56年5月31日以前に建築された住宅で、現在居住中か、将来居住する予定のある建物です。耐震診断士による耐震診断の結果、耐震改修が必要と判定された場合は、耐震改修等補助金を利用することができます。

※離れなど、母屋以外の耐震診断を希望する場合、台所、トイレなどの生活できる設備が整っていることが条件となります。倉庫などは補助の対象となりません。

事業名	補助金限度額
木造住宅耐震診断	無料
非木造住宅耐震診断	1戸当たり84,700円が限度額
住宅耐震改修設計	補助対象経費の額または1棟当たり356,000円のいずれか少ない方の額(上限356,000円)
住宅耐震改修工事	補助対象経費の額または1棟当たり1,650,000円のいずれか少ない方の額(上限1,650,000円)
家具等安全対策工事	補助対象経費の額または1棟当たり32,000円のいずれか少ない方の額(上限32,000円)



### 標準的な例

事業名	総費用	補助金額	自己負担分
木造住宅耐震診断		無料	
非木造住宅耐震診断	1,000,000円	84,700円	915,300円
住宅耐震改修設計	356,000円	356,000円	0円
住宅耐震改修工事	2,000,000円	1,650,000円	350,000円
家具等安全対策工事	32,000円	32,000円	0円



※費用が補助金限度額以内で納まった場合、全額を補助します。

申し込み・問い合わせ 住民生活課 環境水道班

## 児童扶養手当について

児童扶養手当は、父母の離婚などでひとり親等となった家庭の生活安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図ることを目的として支給される手当です。

### 支給条件

次の条件に当てはまる18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童(重度の障害がある場合は20歳未満)を監護している保護者または養育者

- (1) 父母が離婚した場合
- (2) 父または母が死亡した児童
- (3) 父または母が重度の障害を持つ児童
- (4) 母が婚姻によらないで生まれた児童 ほか

### 手当金額(月額)

児童1人目  
全額支給 48,050円  
一部支給 11,340円～48,040円

児童2人目以降(加算額)  
全額支給 11,350円  
一部支給 5,680円～11,340円

問い合わせ 地域福祉課 福祉班

